中学生向け

交通安全ｅラーニング

埼玉県警察本部　交通総務課

交通事故の発生状況

■ 中学生の交通事故の特徴

　中学生になると、**自転車に乗る機会が増えるため、自転車に乗っている時の事故が増えます**。

　この現状をしっかり認識して、自転車を利用する際は、運転者の責任として守らなければならないルールを正しく理解し、事故を防止しましょう。

自転車の違反が事故の原因です

　中学生の自転車の事故には、次のような自転車の違反が大きく関わっています。

1　動静不注視
周りの人や車の存在に気づきながら、危険ではないと勝手に判断し、周りの動きをよく見なかった

2　安全不確認
交差点や横断歩道、見通しの悪い場所を徐行（止まれる速度）せず走り、左右の安全をよく見なかった

自転車の点検要領

覚えよう！　ブタベルサハラ

ブレーキがきかないと・・車とぶつかって事故になってしまいます

ライトがつかないと・・違反になってしまいます

安全に自転車に乗るために、

まずは点検から始めよう！

ブ	ブレーキ
タ	タイヤ
ベル	ベル
サ	サドル
ハ	ハンドルと反射材
ラ	ライト

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行。
  歩道は例外、歩行者を優先

- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 夜間はライトを点灯

- 飲酒運転は禁止

- ヘルメットを着用

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両、車の仲間です。自転車も左側通行です。
「車道の左側端」を通行しましょう。
歩道は特別な場合を除き、原則通行することはできません。

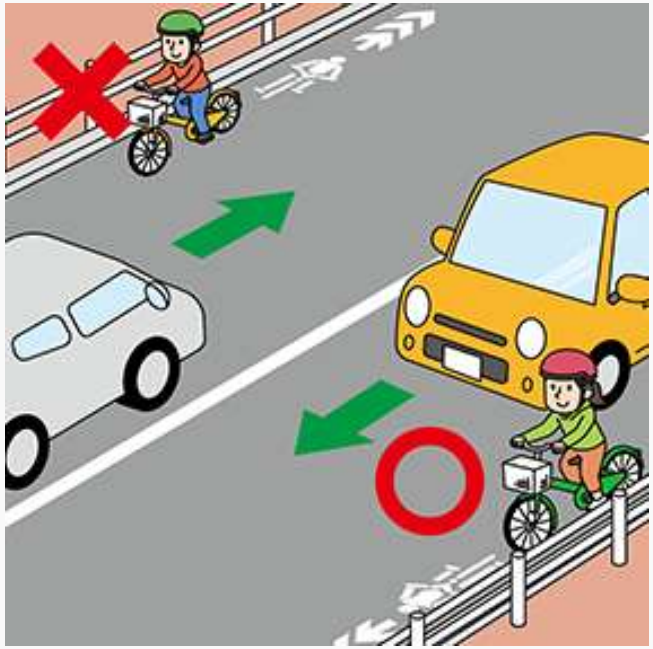

自転車は車道の
左側端を通行

歩道は歩行者が
安全に通る場所

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車の通行場所

路側帯

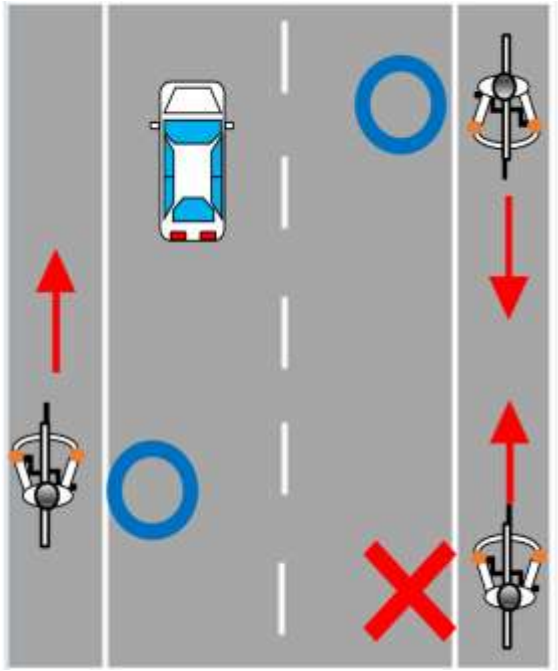

駐停車禁止路側帯

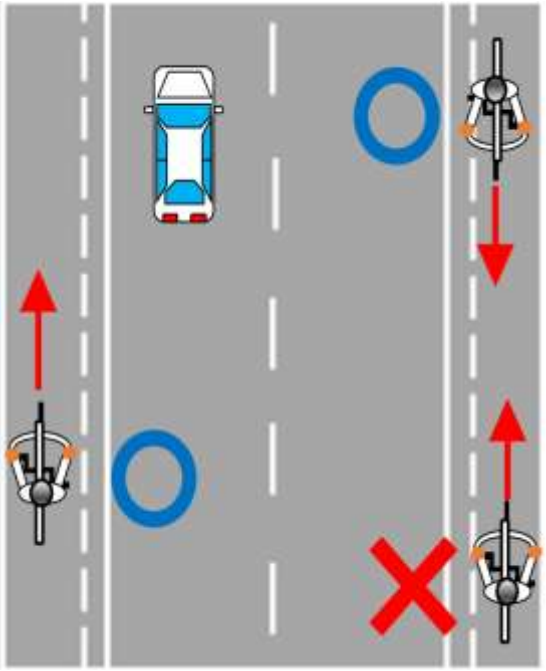

歩行者専用路側帯

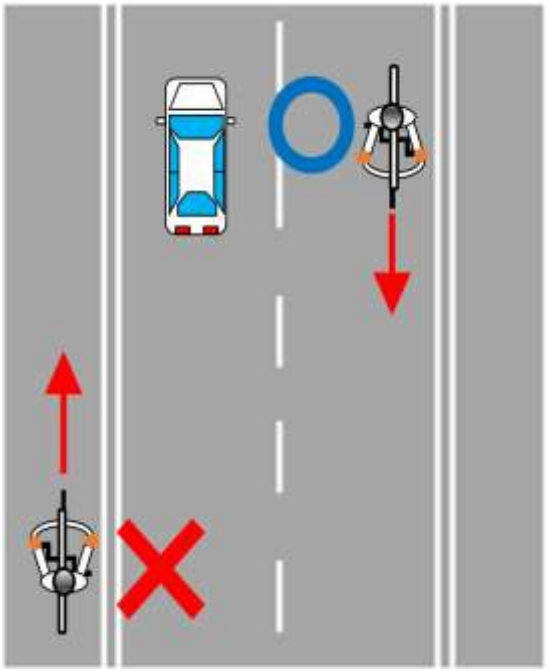

※歩行者専用路側帯なので
路側帯の中は走れません

どの道路でも、**「車道の左側端」**を通行しなければなりません。

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車レーンのある道路

自転車道

縁石などの構造物により分離された自転車等専用の道路。
自転車等はこの道路を通行する必要があります。
（歩道も車道も原則通行できません。）

物理的に分離されており、車やバイクは通行できない

普通自転車専用通行帯

車道左側にある自転車専用の車線。
自転車等はこの部分を通行する必要があります。
（歩道通行が認められる場合は歩道通行可能。）

自転車等「専用」の車線のため車やバイクは通行できない

矢羽根型路面標示等車道混在型

自転車等の通行位置を路面に分かり易く示したもの。
（法律に定められたものではありません）

法律に定められたものではないため車等が通行することがあります

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道通行が「例外に認められる場合」とは？

標識
「普通自転車歩道通行可」

標示

①「普通自転車歩道通行可」の
標識や標示があるとき

②13歳未満のこども、
70歳以上の高齢者
身体不自由な方が運転する場合

③車道または交通の状況に照らして、
通行の安全を確保するために
歩道通行がやむを得ない場合

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道の通行方法

歩道を通行するときは、**歩道の中央から車道寄りを徐行**。
歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げるときは
「一時停止」が基本です。歩行者が多い時などは、
自転車から降りて押して、歩行者として通行しましょう。

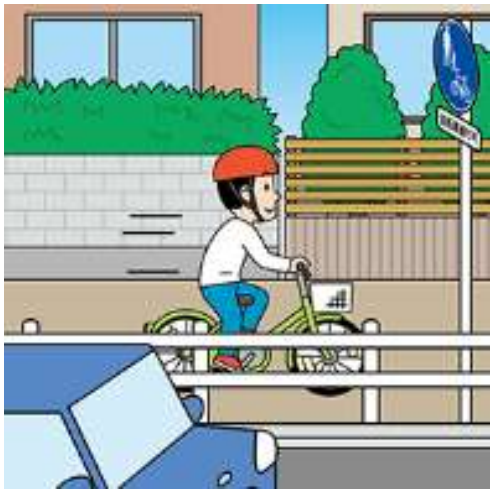

※徐行は「**直ちに停止できる速度**」

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道を出入りするときのルール

歩道から車道に出るとき

歩道から車道に出るときは、周囲の車の進行を妨害してはいけません。安全を確認してから車道に出ましょう。

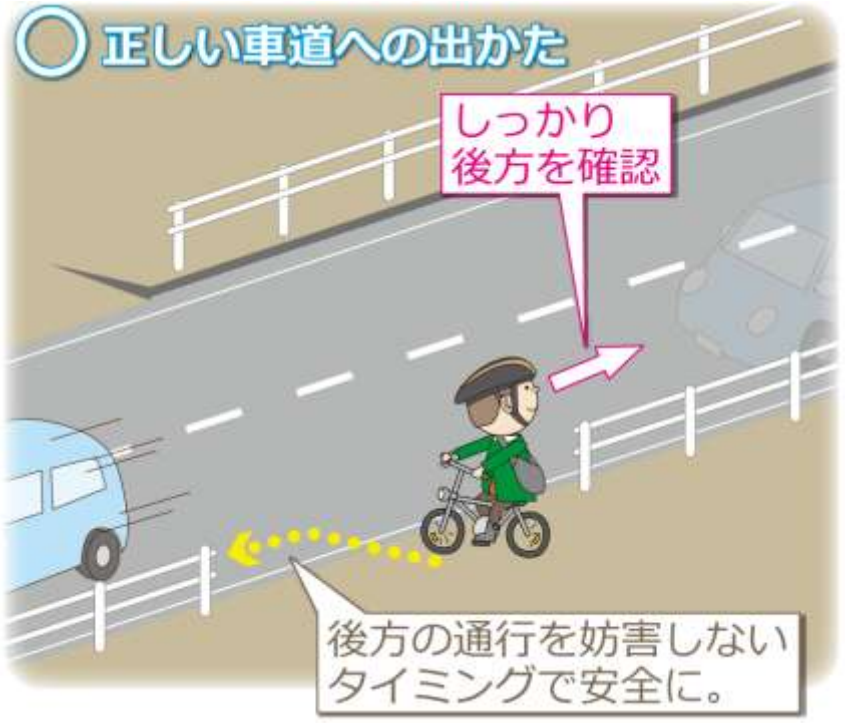

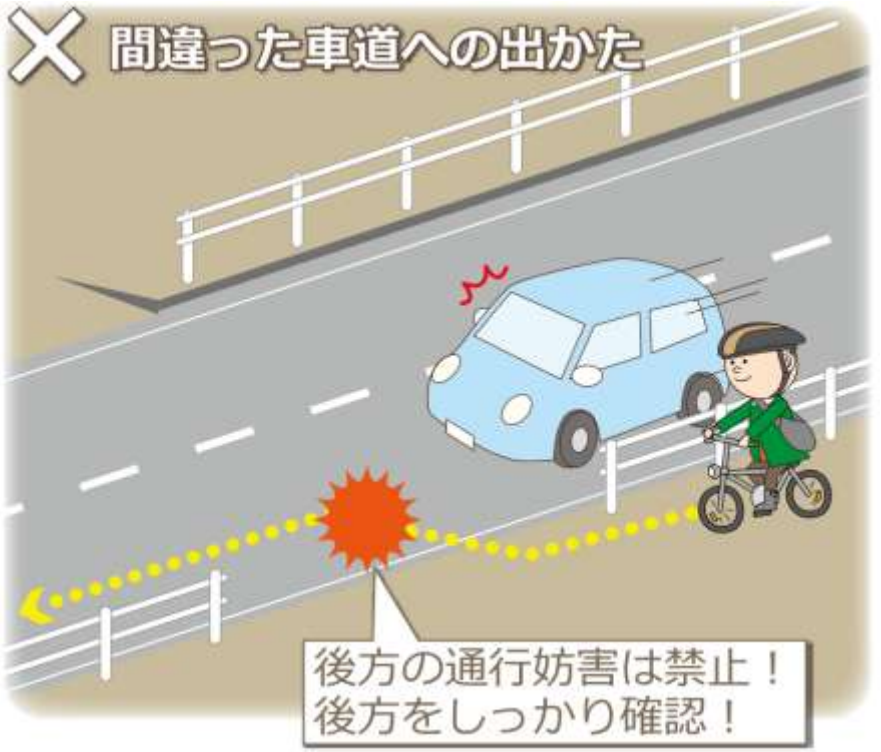

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道を出入りするときのルール

車道から歩道に出るとき

車道からやむを得ず歩道に入らないといけない場合は、
歩道の手前で安全を確かめましょう。
歩道に入るときは歩行者の通行を妨害してはいけません。

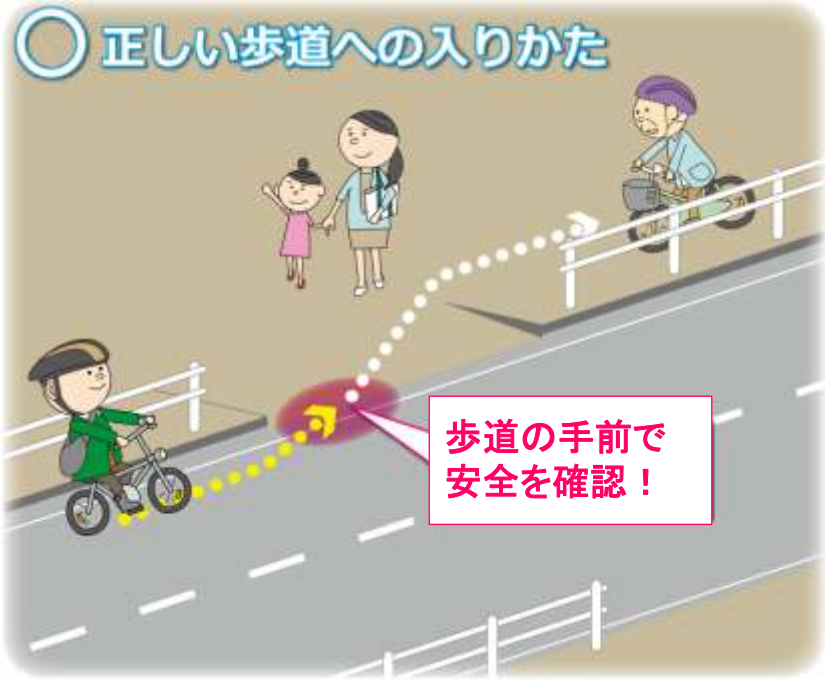

自転車安全利用五則

2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

ＡとＢの自転車は、どの信号に従い通行するのが正しいでしょうか？

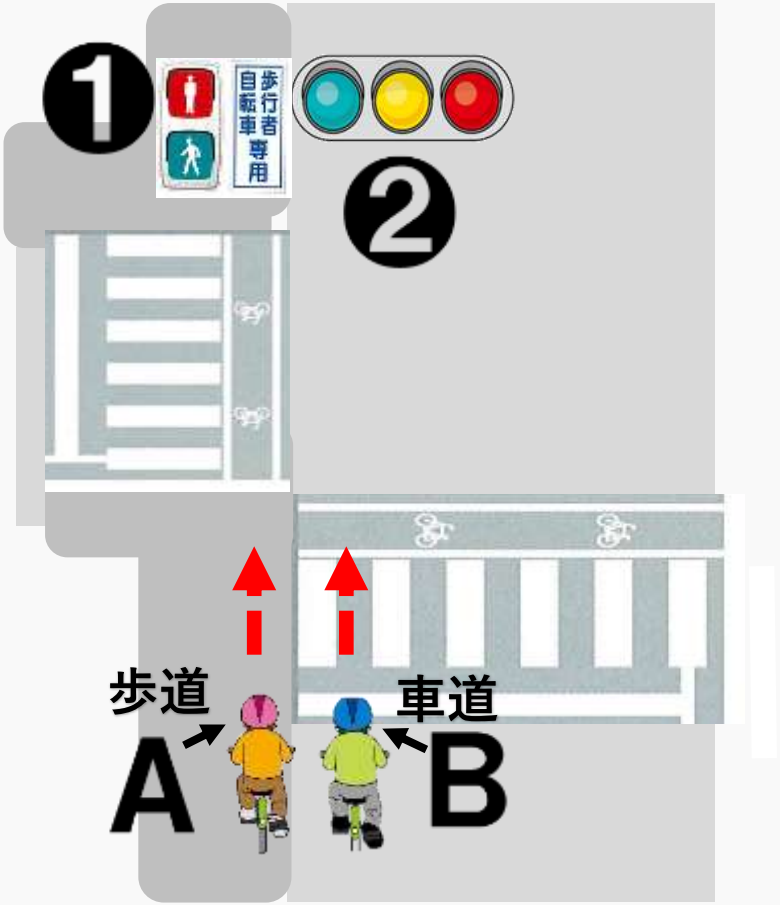

①Ａは❶　Ｂも❶

②Ａは❶　Ｂは❷

③Ａは❷　Ｂも❷

POINT

「歩行者信号機」の横に
「補助標識」に注目！

自転車安全利用五則

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

答えは①Aは❶ Bも❶

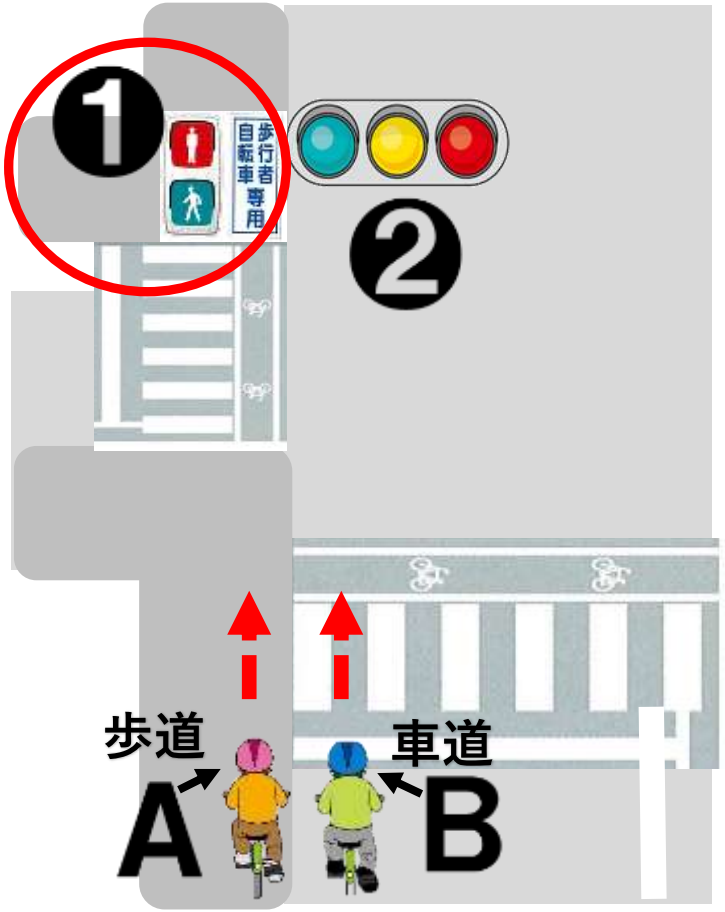

「歩行者、自転車専用信号機」があるときは、必ずその信号に従うのがルールです！

車道を走行している時は車両用信号機、歩道を走行している時は歩行者用信号機に従い進みます。

歩道、車道のいずれを通行している場合でも「歩行者・自転車専用信号機」の補助標識があるときは、その信号に従って通行しなければいけません。

自転車安全利用五則

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

一時停止標識のある交差点の通行方法

信号機のない交差点にある**「一時停止」の標識は、自転車も従わなければいけません。**
標識がある場所では、必ず停止線の手前で
「一時停止」し、周りの安全を確認することが大切です。

○

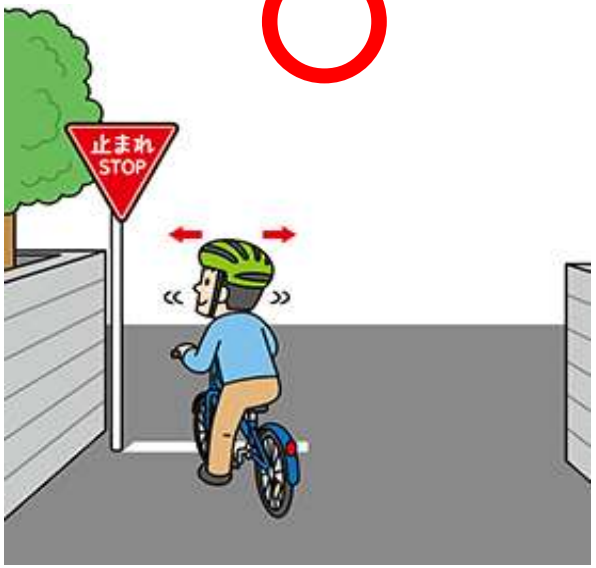

×

自転車安全利用五則

3 夜間はライトを点灯

夜間や暗所での無灯火は禁止です。夜間やトンネル等の暗い所では自転車のライトを点灯し、安全に進行しましょう。

ライトは自身の進行方向を照らすだけではなく、**自分の存在を知らせる役割もあります**。無灯火は周囲からも認知されにくいため事故に遭いやすくなります。

事故防止のためにも早めにライトを点灯しましょう。

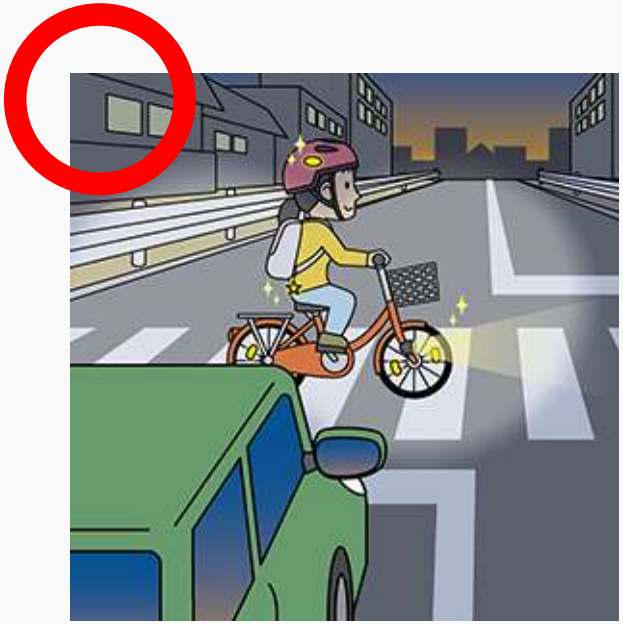

自転車安全利用五則

4 飲酒運転は禁止

飲酒運転は自転車の運転時も危険性は一緒です。
判断力・操作能力以外に認知力も低下します。
自分だけは大丈夫、と思わずに絶対に飲酒運転をしてはいけません。

道路交通法第65条第１項（抜粋）酒気帯び運転の禁止
何人も酒気を帯びて自転車及び特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

罰則：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

自転車安全利用五則

5 ヘルメットを着用

頭部への負傷は致命傷になる可能性が高く、死亡事故の**約半数が頭部への怪我**が原因です。
ヘルメットは交通事故の被害を軽減させて、大切な命を守ってくれるものです。（R5.4.1～すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用努力義務化）

自転車事故死者の主損傷部位（令和７年中）

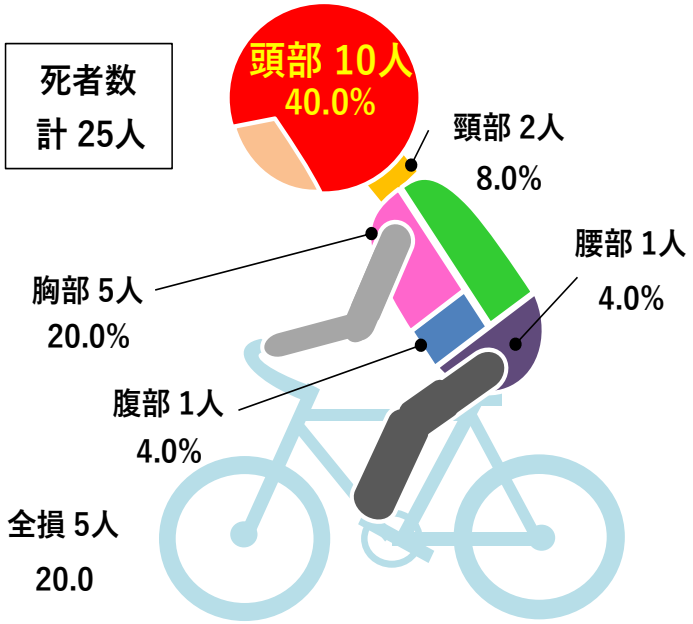

事故後の
自動車フロントガラス

事故後の
自転車ヘルメット

明るい服装と反射材の着用

明るい服装と反射材の効果

☆暗い色の服装は、暗闇に同化して見えにくくなってしまうので、暗い時間帯は**黄色**や**白**などの淡色系の明るい色の服で出かけましょう。

☆反射材を着用している人は、**着用していない人の約２倍以上遠くから確認することが可能**となります。

POINT

明るい服と反射材で交通事故防止！

自転車の危険な乗り方

？ 次のうち自転車に乗ってやってはいけないのはどれでしょう

- ①自転車に二人で乗る

- ②友達と並んで走る

- ③スマートフォンを見ながら走る

自転車の危険な乗り方

違反です

正解は…**全てやってはいけません**

- ①自転車に二人で乗る
- ②友達と並んで走る
- ③スマートフォンを見ながら走る

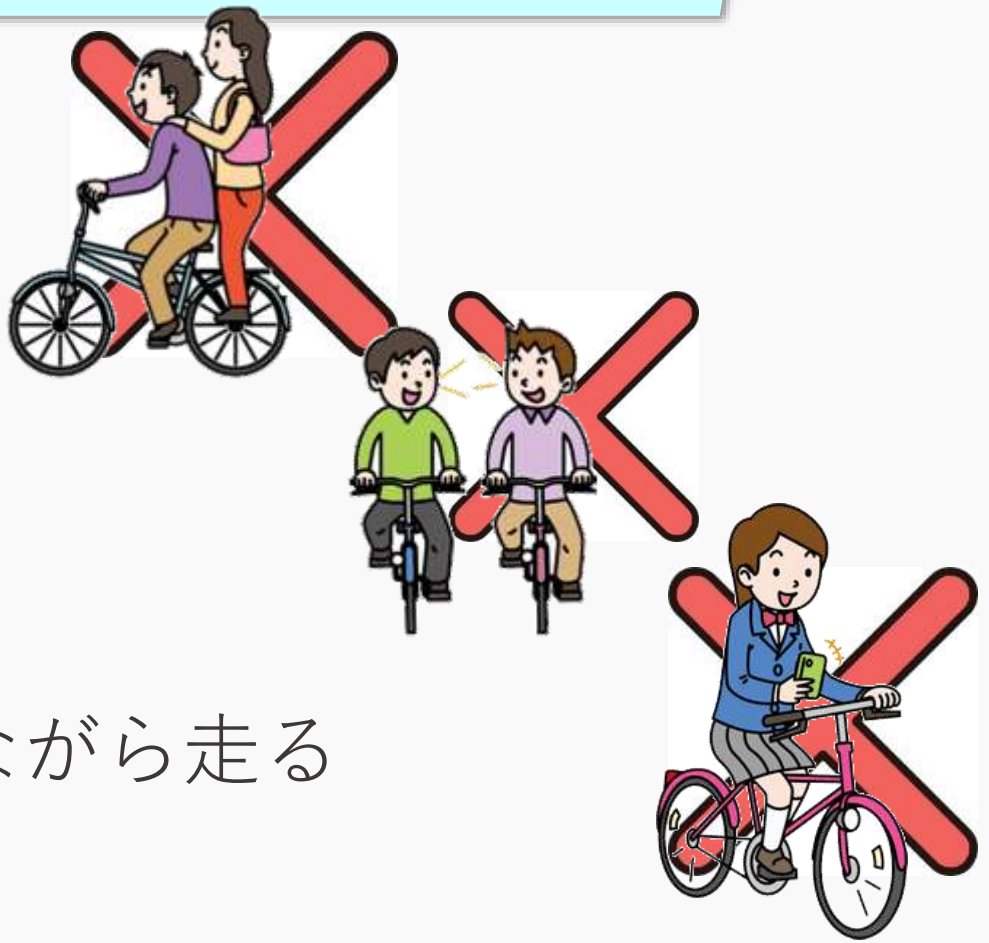

自転車の危険な乗り方

自転車の二人乗りの危険

- バランスを崩して転んでしまう
- ハンドルの操作が難しくなる
- 重くなるため、ブレーキをかけても止まるまでに時間がかかる

自転車の危険な乗り方

並んで走る『並進』の危険

- 並んで走ると、ぶつかって転んでしまう
- 歩いている人や車とぶつかってしまう

POINT

並進可

『並進可』の青い標識があるときは
２台まで横に並んで走ることができます。
必ず１列で走りましょう

自転車の危険な乗り方

スマートフォン使用のながら運転の危険

- 片手運転になるので不安定
- 片方のブレーキしか操作できない
- 操作に気をとられてしまい、周りが見えなくなる

POINT

スマートフォンを使うときは、一度安全な場所に自転車を止めましょう。
スマートフォンで地図など画面をじっと見ることは危険ですし、
人や車とぶつかる事故を起こしてしまいます。

自転車の危険な乗り方

他にもこのような危険な乗り方

- ✕ 傘差し運転
- ✕ 信号無視 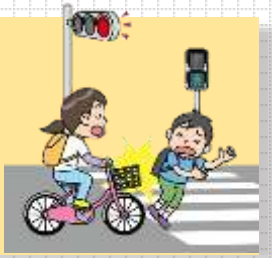
- ✕ 一時不停止
- ✕ イヤホンの使用
- ✕ 歩道で歩行者の妨害

これらの運転は、すべて**大きな事故**につながる**危険な運転**です。自分の安全のためにも、このような運転は

絶対にしてはいけません

道路交通法の改正

1 「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の厳罰化

令和６年11月１日施行

「ながらスマホ」の禁止！！

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となった。

★ 携帯電話（スマートフォン）を手に持ち、通話（画 像注視）して自転車を運転した。

改正前　　罰則：５万円以下の罰金（公安委員会規則）

▼

改正後　　**罰則：６月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金**

★ 携帯電話（スマートフォン）を手に持ち、通話（画 像注視）して自転車を運転し、交通の危険（交通事故など）を発生させた。

罰則：１年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

道路交通法の改正

1 「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の厳罰化

令和６年11月１日施行

「酒気帯び運転」の厳罰化！！

自転車の飲酒運転は「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていたが「酒気帯び運転」に罰則が適用され、厳罰化された。

★ 酒気を帯びて自転車を運転した

改正前　罰則なし

▼

改正後　**罰則：３年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

★ 酒気を帯びている人に自転車を貸した（提供した）

罰則：３年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

★ 自転車を運転する人にお酒を注いだ（提供した）

罰則：２年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

★ 酒気を帯びている人の自転車に乗った（同乗した）

罰則：２年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

※「酒気を帯びている」とは、[呼気１ℓ中0.15mg以上]又は[血液１mℓ中0,3g以上]のアルコールを体内に保有した状態をいう

道路交通法の改正

2 自転車の交通違反に「交通反則通告制度」が適用

令和８年４月１日施行

交通反則通告制度とは？

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されます。この時、発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。

POINT

自転車交通違反取締りの流れ

反則制度の対象

- 携帯電話使用等
- 信号無視
- 一時不停止
- 右側通行　　など

悪質、危険でない → 指導警告

悪質、危険、警告に従わない → **検挙**

青切符
反則金
※16歳以上

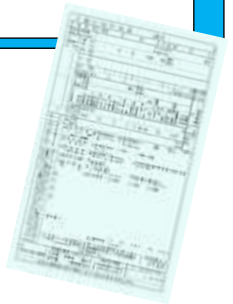

反則制度の対象外

- 酒酔い運転
- 妨害運転　　など

→ **検挙**

赤切符
検察庁送致

道路交通法の改正

2 自転車の交通違反に「交通反則通告制度」が適用

令和８年４月１日施行

取締りの基本的な考え方

警察では、自転車の交通違反を認めた場合、基本的には現場で指導警告を行います。

ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

違反自体が
悪質・危険なもの

例：飲酒運転

例：携帯電話使用等
（保持）

違反態様が
悪質・危険なもの

例：警察官の指導警告に従わず、
右側通行を継続したとき

例：スピードを出して歩道を通
行したため、歩行者を立ち
止まらせたとき

POINT

検挙後の手続きは変わるが、取締りの基本的な考え方は変わらない。

道路交通法の改正

2 自転車の交通違反に「交通反則通告制度」が適用

令和８年４月１日施行

主な違反行為（反則行為）と反則金額

携帯電話の使用等（保持）

12,000円

信号無視

6,000円

一時不停止

5,000円

右側通行
（通行区分違反）

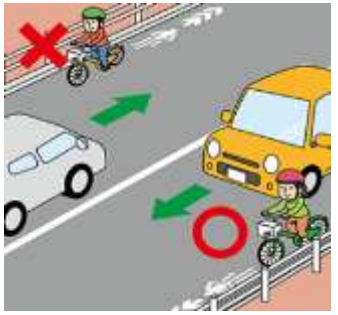

6,000円

イヤホーン等の使用

5,000円

傘差し運転

5,000円

並進

3,000円

二人乗り

3,000円

自転車運転者講習制度

自転車運転者講習制度とは？

自転車運転者講習制度とは、危険な交通違反（危険行為）を繰り返した自転車利用者に対して、法律に基づき受講が義務づけられている講習です。

目的

自転車による交通事故を防ぎ、運転者に交通ルールと安全意識を見につけさせること

〇交通ルールの理解　〇事故の危険性を自覚させる　〇違反を繰り返させない　など

対象者

過去３年以内に２回以上の危険行為を繰り返した自転車運転者（14歳以上）

講習時間と費用

講習時間　３時間

講習費用　6,150円

講習の受講命令を受けてから３か月以内の指定された期間内に講習を受講しない場合 → **５万円以下の罰金**

自転車運転者講習制度

講習対象となる16の交通違反（危険行為）

1　信号無視
2　通行禁止道路（場所）の通行
3　歩行者用道路での歩行者妨害
4　歩道通行や、車道の右側通行等
5　路側帯での歩行者の通行妨害違反
6　遮断踏切への立ち入り
7　優先車両（左方車・優先道路車）の通行妨害等
8　直進車や左折車への通行妨害
9　環状交差点での安全進行義務違反等
10　一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
11　歩道での歩行者妨害等
12　ブレーキが不備・不良な自転車の運転
13　酒気帯び運転等
14　安全運転義務違反
15　携帯電話使用等
16　妨害運転

POINT　16の交通違反（危険行為）は重大な交通事故になりやすい行為です！

自転車運転者講習の対象となる交通違反（危険行為）は、違反として処理（赤又は青切符）された場合だけでなく、交通違反（危険行為）によって、交通事故を発生させた場合も対象となります。

交通反則通告制度が開始（R8.4.1～）以降も、自転車運転者講習制度は継続されます。

交通事故に遭ったときの３つの行動

事故に遭ったときに、どうしたらよいのか確認しておきましょう

1　けがをしている人を助ける

けがをしている人がいる時は、119番通報し、救急車を呼びましょう

自分で連絡することが難しいときは、近くにいる大人に119番通報をお願いしましょう

交通事故に遭ったときの３つの行動

２　安全な場所に移動する

安全のために、歩道などの安全な場所に移動しましょう。

けがをしている人や自転車を安全な場所に移動させて

自分以外の人や車が事故にあわないようにしましょう。

３　警察への連絡

110番通報し、警察に連絡しましょう。

自分で連絡することが難しいときは、近くにいる大人に助けを求めましょう。

交通事故を起こした時の責任

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、
「重過失致死傷罪」
に問われることがある。

※重過失致死傷罪・・・５年以下の拘禁刑または１００万円以下の罰金（13歳以下を除く）

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負う。
未成年の場合は保護者が責任を負うことになる。

道義的な責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任がある。

刑事罰を受けると免許や資格が与えられない場合がある職業

罰金以上
医師・看護師・薬剤師・
栄養士・調理師等

拘禁刑以上の刑
教職員・弁護士・裁判官
公認会計士・建築士等

交通社会の一員としての自覚と
将来の自動車運転者としての心得

1　交通の決まりやマナーを理解する

- 道路はみんなが使用する場所です。
  お互いを思いやり、譲り合うことが
  大切です。常に安全な行動を心がけましょう。

- 交通の「決まり」や「マナー」は単に知識として
  「知る」だけでなく、それを「守る行動」をとる
  ことができるよう十分に理解しなければなりません。

2　自転車は車両です。安全に乗るために

- 道路交通法では、自転車は軽車両、車の仲間です。
「車両」としての法律を守らなくてはいけません。
自転車のルールは将来、自動車を運転するとき
にも必ず必要な知識となります。
正しく理解し、安全運転を心がけましょう。

POINT

歩行者も、自転車も
「守るべきルール」があります！

運転免許を取得できる年齢

高校生 16歳以上	普通二輪	一般原付	小型特殊		
18歳以上	普通免許	準中型	大型特殊	けん引	大型二輪
20歳以上	中型免許				
21歳以上	大型免許				

特定小型原動機付自転車

免許がなくても乗ることができます
交通ルールを確認してから乗りましょう

16歳から、運転免許を取得することができるようになります。

また、特定小型原動機付自転車は、16歳以上であれば免許が無くても運転することができます。自転車とは交通ルールが異なりますので、しっかりと交通ルールを確認してから乗りましょう。

免許種別によっては、条件があることがあります。

交通事故ゼロを目指して

埼玉県警察本部　交通総務課